

居宅介護支援重要事項説明書

＜ 令和7年 7 月 1日 現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5433-2513 （午前9時～午後6時まで）

担当 管理者 佐藤 恭子

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業所（名称）の概要

（1） 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	池尻介護保険サービス
所在地	世田谷区池尻 2-4-26
介護保険指定番号	居宅介護支援 （世田谷区1371202175号）
サービスを提供する地域 *	世田谷区/目黒区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2） 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者（主任介護支援専門員）	1名（兼務）	0名	1名
介護支援専門員	6名（2名兼務）	0名	6名

（3） 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 （日曜・祝祭日・年末年始は休業いたします）
サービス時間帯	午前9時～午後6時

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（1） サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭に訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及び、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。複数の事業者を提示し、契約者・家族に選択し安心したサービスにつながるよう支援して参ります。

② 居宅サービス計画作成の流れ

i) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画作成に関する業務を担当させます。

ii) 居宅サービス計画作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。その際には複数の事業者・サービスを提示し、契約者・家族に選択をしていた

iii) 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

iv) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅
サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行
います。

④ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑥ 医療と介護の連携の強化について

居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者が入院した場合、担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するようお願いします。医療機関及び主治医と利用者の情報等を共有し、連携してまいります。

⑦ その他

利用者及びその家族等の意思に基づいた契約であることから、利用者及びその家族は居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該サービス事業所をケアプランに位置づけた理由についても利用者及びその家族は当事業所に説明を求める事ができます。質の高いケアマネジメント推進のために、事業所におけるサービスの利用割合を別紙において参照します。

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払下さい。

要介護 1・2	要介護 3～5	特定事業所加算Ⅱ
12,380円	16,085円	4,799円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

連絡の上、当事業所の契約を締結し、担当の介護支援専門員を決定し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 情報の公開について

① 申し出により、利用者に対し、当該利用者のサービス提供記録を開示します。

② 申し出により、事業計画及び財務内容を閲覧できます。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

<基本理念>

① すべての高齢者が人間らしく尊重され、人生の完成期である高齢期を輝いて生きたいという願いを実現するために、“公平・公正で、利用者本位”のケアマネジメントを基本として介護支援事業の業務を実施します。

② 要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供し、自立支援を目指します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所が作成したアセスメントを用いて居宅介護支援事業を実施します。アセスメントは、利用者の生活を継続してフォローしていくために、大切な情報収集の第一歩です。

①身体状況から社会交流、家族間の問題に至るまで、「生活」する高齢者をアセスメントするという視点、②書式の設問がわかりやすく、どこに視点を向けるのかがつかみやすいこと、③ニーズの導きやすさ、④「一人の人」と「家族の一員」としての利用者が人間としてイメージできること、などの点で最も適した方式であると考えられます。

8. サービス内容に関する苦情

- ① 当社お客さま相談・苦情担当
当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付窓口 管理者 佐藤 恭子
電話 03-5433-2513
受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

- ② その他
当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

世田谷区	世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-5432-2850 FAX： 03-5432-3049 受付時間： 午前9時～午後5時
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3323-9907 FAX： 03-3323-9925 受付時間： 午前9時～午後5時
	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3702-1894 FAX： 03-5707-2661 受付時間： 午前9時～午後5時
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3482-8193 FAX： 03-3482-1796 受付時間： 午前9時～午後5時
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号： 03-3326-6136 FAX： 03-3326-6154 受付時間： 午前9時～午後5時
目黒区	介護保険課介護 保険管理係	電話番号： 03-5722-9574 受付時間： 午前9時～午後5時
東京都 国民健康保険団体連合会		所在地： 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号： 03-6238-0177 (苦情相談直通) FAX： 03-6238-0022 受付時間： 午前9時～午後5時半

9. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　こうれいきょう
代表者役職・氏名	理事長　近藤　みつる
本社所在地	東京都世田谷区三宿 1－8－10 山元ビル
電話番号	03－5433－2511
事業内容	居宅介護支援　1カ所 訪問介護　1カ所 通所介護　1カ所 認知症対応型通所介護 1カ所 地域包括支援センター 2カ所 小規模多機能型居宅介護　1ヶ所